

防府市配合飼料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

令和4年8月15日制定

(目的)

第1条 この要綱は、国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢などに伴うトウモロコシ等の飼料原料価格の上昇により、配合飼料価格が高騰する中、国の配合飼料価格安定制度（以下「国制度」という。）における生産者積立金の一部を支援し、畜産経営の安定を図ることを目的とする。

(補助要件)

第2条 補助金の交付を受けることのできる補助対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 個人にあつては市内に住所を有する者、法人にあつては市内に主たる事業所の住所を有する法人
- (2) 畜産業を営んでおり、畜産物の出荷・販売実績がある者
- (3) 国制度に加入している者

(補助金の対象等)

第3条 補助金の対象は、国制度に係る令和4年度生産者積立金の納付実績額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付し、その額は国制度に係る令和4年度生産者積立金の納付実績額の2分の1以内とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書及び実績報告書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 生産者積立金の納付実績額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書及び実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、その旨を補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定及び額の確定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付)

第7条 前条に規定する通知を受けた補助対象者は、速やかに補助金交付請求書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付請求書の提出を受けたときは、速やかに補助対象者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定の取消し等)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(3) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月15日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

防府市配合飼料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付申請書及び
実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所
氏名

防府市配合飼料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を申請し、併せて実績を報告します。

記

1 交付申請額 金 円

2 補助金の算出の基礎

配合飼料購入実績数量	トン
生産者積立金の納付実績額 (配合飼料購入実績数量×積立金単価600円)	円

3 添付資料

- (1) 生産者積立金の納付予定額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要とする書類

第2号様式（第7条関係）

防府市配合飼料価格高騰対策緊急支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定の通知のあつた防府市配合飼料価格高騰対策緊急支援事業補助金について、防府市配合飼料価格高騰対策緊急支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込口座